

【新生活スタート前の注意ポイント】

お金のトラブルを招かないための三つの「NO!」 知り合いからの勧誘でも要注意！

- ★ 知り合いの勧誘でも、**「必ずもうかる」、「簡単にもうかる」といった誘い文句をうのみにしてはいけません。** [うまい話にNO!]
- ★ 見ず知らずの相手はもちろん、知り合いにもキャッシュカードの暗証番号等の**個人情報**を伝えてはいけません。 [個人情報の流出にNO!]
- ★ 知り合いの頼みや勧誘のためでも、安易に**借金**をしたり、**連帯保証人**になったりしては**いけません。** [お金の負担・肩代わりにNO!]

エステや美容医療の事故やトラブルに要注意！ 今の美しさや健康を損なってからでは遅すぎます

- ★ **「今施術すれば安くなる」といった勧誘は要注意**です。
- ★ 思わぬ事故になることもあります。**リスクを事前に理解**しましょう。

スマートフォンの使用・買い替えは、生活スタイルを意識

- ★ スマートフォン購入時は、毎月の支払額だけでなく**総額を確認**しましょう。
- ★ 自分の**買い替え期間を意識**しましょう。

引越時期の分散と配達指定時間の在宅 クールでエコな新生活の合言葉

- ★ **3月末から4月上旬までは、引越しが特に混み合います。**
- ★ 一人暮らしを始めてからも、**荷物は一回の配達で受け取り**ましょう。

【新生活スタート後の注意ポイント】

規則正しい生活は健康な日常生活の基本です

○ **ギャンブル等への「のめり込み」は、ささいなストレスや「ビギナーズラック」**からでも生じる可能性があります。
「自分だけは大丈夫。」と**思っていない**か。

★ 一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、**気合や根性では、ギャンブル等へののめり込みから**抜け出せません****。

★ また、**法令で定められた年齢に達しない方がギャンブル等**をすることは、**禁止**されています。

* 5月は「消費者月間」、そして、5月14日から20日までは「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です。関係府省庁等においては、連携して、ギャンブル等依存症に関連する問題についての知識の普及に取り組んでいます。 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

身近な方々の様子に変わりはありませんか？

★ 御高齢の方を中心に、**「商品を販売し、同時に預かり、他の人に貸し出し、運用して得られた利益を購入者に還元する」と**いったうたい文句で、**「必ずもうかる」、「元本は保証する」と**いった勧誘を行う商法に関するトラブルが発生しています。

★ **「病歴の告知があっても加入できます」と**いった不実の説明に伴う生命保険の契約関連のトラブルや、暗号資産の話題性を悪用した悪質勧誘に関するトラブルなど、**金融に関する知識が不十分なことにつけ込んだトラブル**も発生しています。

★ そのほか、御高齢の方が、**フィットネスクラブ等での運動中に骨折等の事故**に遭うケースも見られます。

★ 離れて暮らしていても、ときには、御実家の親類の方々など、身近な方々の様子も確認しましょう。

おかしいと思ったら。。。
心配なことがある場合は。。。

○ 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関に御相談ください。

* このほかにも、消費者庁では様々な情報を提供しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.caa.go.jp/>)

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-7557)